

週休2日に取り組む工事における「よくある質問・回答」

黒字:質問、赤字:回答

- 祝日に休工した場合、週休日にカウントしても良いですか？

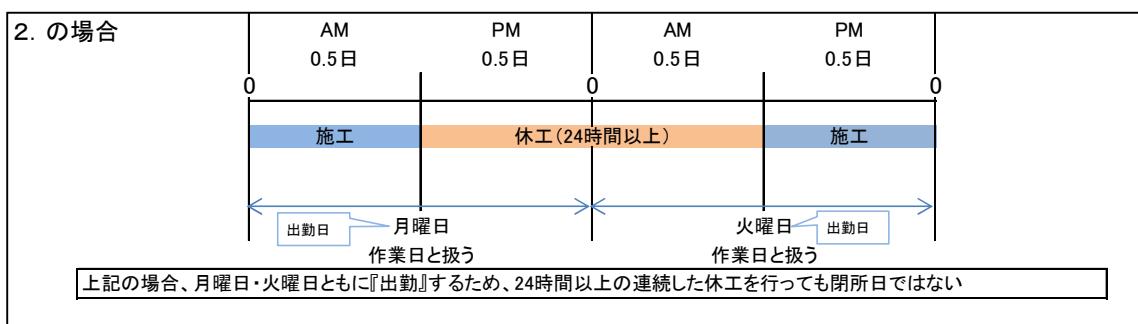
- 週休2日の定義としては、対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態を言います。
- 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態であり、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

- 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか？

- 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。
- 月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

[【参照】北陸地整 HP:働き方改革・建設現場の週休2日の取り組みについて](#)

■週休2日の達成状況確認方法



- 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようにになりますか？

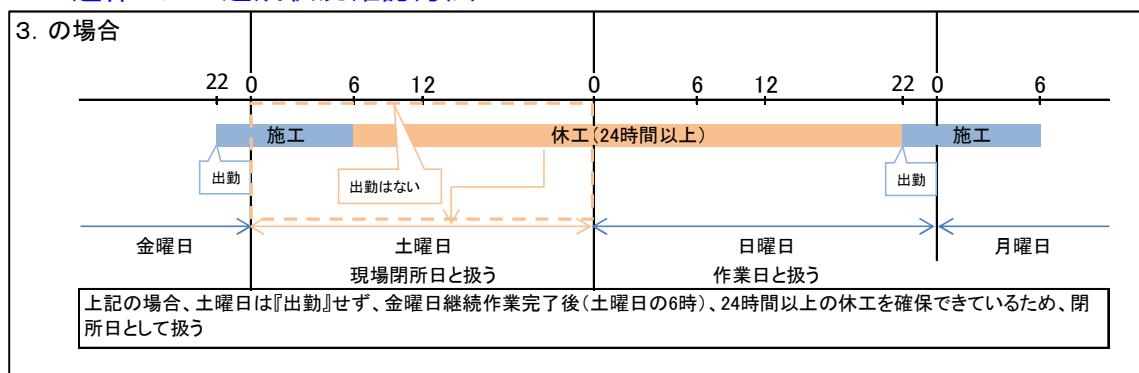
仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、次に日曜日22:00から月

曜日06:00まで施工した場合、1日閉所として扱われますか？

- 金曜 22 時から土曜 6 時の施工は、一般的に金曜(夜間)出勤であり、土曜日出勤とは考えません。
- 日曜 22 時から月曜 6 時についても同様に日曜(夜間)出勤となります。
- その間に挟まれた土曜については24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱い可能と考えます。
- 類似事例として、トンネル工事による2方施工などは工事特性に応じて現場閉所を取り扱うべきであり、その考え方を HP で公表しているので参考ください。
- 現場閉所の考え方は引き続き検討して参ります。

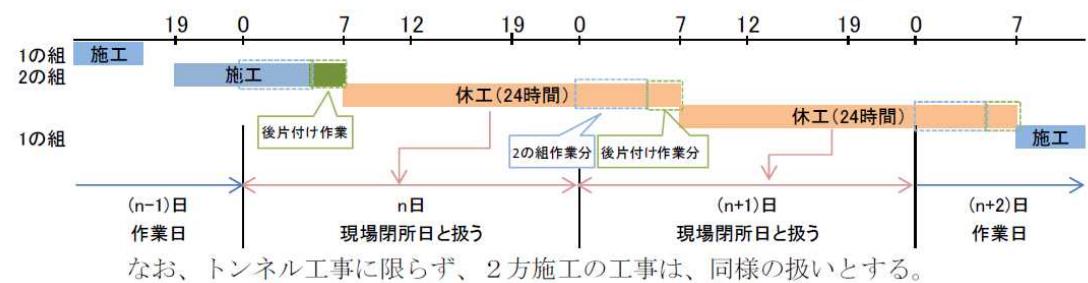
【参照】北陸地整 HP : 働き方改革・建設現場の週休2日の取り組みについて

■週休2日の達成状況確認方法



(1) トンネル工事

- 1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。
※切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。
- 2) 2方施工の2の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後24時間もしくは48時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



4. 工事着手時に監督員と週休2日の日を確認しておくが、雨天等で例えば明日を急に休日としたい場合(施工予定日を休日に変更)、事前に共有している休日を施行日に変更してよいですか？

- 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。
- 現場閉所日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。

5. 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか？

- 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとしています。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

6. 平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われますか？

- 現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態を言います。
- 現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。
- ただし、時間外勤務や振替休暇など趣旨に沿った対応がとられるべきであり、今後の課題と認識しています。

7. 天候不良が予想されて前日など事前にA現場を休工とした時、該当する作業員が、他のB現場にて従事をした場合にも、A現場は閉所日として扱われると解釈してよいでしょうか？

○A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A工事現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

○ただし、日給技能者の複数工事現場での勤務については、今後の課題として認識しています。

○A現場とB現場が同じ工事の場合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

【参照】北陸地整 HP：働き方改革・建設現場の週休2日の取り組みについて

■週休2日の達成状況確認方法

2-4 実施結果の確認

- ・受注者が工程調整部会資料として作成する「クリティカル工程共有表（C C S）」の「週休2日（現場閉所）実施欄に最終的な現場閉所実施日を記入する。
- ・発注者は受発注者間で定めた確認方法にて、対象期間から週休2日（4週8休相当）の現場閉所実施日数が確保されたか確認する。

$$\text{現場閉所実施日数} \geq \text{実施対象期間から算出される現場閉所日数}$$

(= 實施対象期間 \times 6 \sim 8 / 28)

- ・施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本とする。

8. 年末、年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に、集中して現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか？

仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所として扱われますか？

○対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まないことになっています。※ただし、交替制モデル工事の場合は、対象期間に年末年始6日間と夏期休暇3日間は含めます。

○今回のようにこの前後に現場閉所した場合は、対象期間に該当するため現場閉所日として扱います。

9. 休工日が天候により4週間のうち1週間は0日、次の1週間は3日、次の1週間は2日、次の1週間は3日休んだ場合、4週8休が達成できたと考えて良いのでしょうか？ また、これは月単位で整理することとなりますか？

○週により現場閉所日数が変動してもかまいません。

○対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要もありません。

○工事着手日(工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日)から、現場完了日(工事範囲内ですべての作業が完了した日)までの対象期間で現場閉所日数を整理することとなります。

【参照】北陸地整 HP : 働き方改革・建設現場の週休2日の取り組みについて

■週休2日の達成状況確認方法

2-2 具体的な設定とその確認

・現場閉所計画は以下の点に留意して設定すること。

①対象期間（工事着手予定日から現場完了予定日のうち、年末年始6日間・夏期休暇3日間等を除いた期間）内に4週8休・4週7休・4週6休相当の現場閉所日を設定。

現場閉所予定日数 \geq 当初対象期間から算出される現場閉所日数
(= 当初対象期間 \times 6 ~ 8 / 28)

②受注者希望方式における当初の現場閉所計画は、4週8休以上を基本とするが、4週7休以上・4週6休以上の計画とすることも可能とする。

③対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はない。

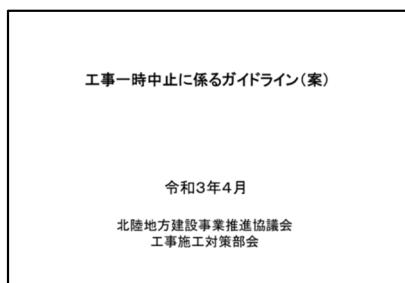
④以上を踏まえ、受注者から提示された現場閉所の考え方及び現場閉所日、週休2日取得の確認方法について双方合意の上、決定する。

10. 計画当初、土日閉所で4週8休を行っていたが工事終盤に降雨、降雪、強風により作業不可能日が続いた場合、工期の延長は認められるのですか。

○通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。

○工事一時中止に係るガイドライン(案)の「暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、暴動その他の自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰すことができない」事象が発生した場合は、中止することで工期延長可能です。

【参考】



4. 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：契約書第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【関係法令：契約書第20条】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合
○発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(工事請負契約書第16条)施工できない場合
○設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合…等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合
○「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
○「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

11. 「U型側溝の5m物」や「歩車道境界ブロックの2m物」で合意契約している【施工単価】や【標準単価】、或いは「防護柵設置工」などの【市場単価】では、いずれも材工共単価であり、具体的には、どのように補正されるのでしょうか？

○市場単価の補正率は、R3.2.29 本省通知により適宜設定することとなりました。※ただし、交替制モデル工事には適用できません。施工単価も同様です。

○標準単価は機械・労務・材料の価格変動に影響するものであり、物価資料週休2日補正した単価を公表していることから補正の対象となります。なお、標準単価の週休2日補正・交替制モデル工事補正単価は、「建設物価(土木コスト情報)」及び「積算資料(土木施工単価)」のweb版に掲載されています。

【参照】北陸地整 HP:働き方改革・建設現場の週休2日の取り組みについて

■取り組み内容

建設現場における週休2日の取り組み(必要経費の計上)

○令和3年3月より市場単価方式による積算について、週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を新たに設定 [新規]

週休2日モデル工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休未満	4週8休未満
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧縮工		1.01	1.02	1.04
インターロッキンアプロイ工	鉄筋	1.00	1.01	1.02
	構造	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ゴードンバー)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横枠/断面防止用)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(葉石防護柵)	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.02	1.05
道路側溝設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・検査	1.01	1.03	1.04
道路側溝封鎖工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休未満	4週8休未満
塗装工		1.00	1.01	1.02
漆喰工		1.01	1.02	1.03
鉄筋棒入工(ローリング工)		1.01	1.02	1.03
	構造	1.01	1.03	1.05
道路埋設工		1.01	1.03	1.05
	構造	1.01	1.03	1.05
土質改良工		1.01	1.03	1.05
	構造	1.00	1.01	1.02
機械用油脂等供給手取扱設置工		1.01	1.02	1.04
	構造	1.00	1.01	1.02
鋼筋カット・錆落工		1.00	1.00	1.01
	構造	1.00	1.01	1.01
リーピング工		1.00	1.01	1.01
	構造	1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージル工)		1.00	1.01	1.01
	構造	1.00	1.01	1.01

市場単価(例):鉄筋工、道路植栽工など

施工単価(例):縁石、L型側溝、道路用側溝(5m)など

標準単価(例):区画線工、橋梁塗装工など

12. 発注者指定方式で達成できなかった場合、実施状況に応じた減点の具体的な数値はありますか？ また、受注者の責によらない理由によって達成できなかつた場合は、ペナルティは無しになりますか？

○ペナルティの対象は、受注者の責により週休2日が確保できなかった場合となります。

○発注者が原因で、週休2日が確保できなかった場合は、減点の対象とはなりません。

○受注者の責で週休2日が確保できなかった場合の工事成績評定は、実施状況に応じ、法令遵守等、その他の項目で減ずる措置を行うことになります。

【参考(H30.4.6 本省通知)】

<p>国技建管第1号 平成30年4月6日</p> <p>各地方整備局企画部技術調整管理官殿 北海道開発局技術管理企画官殿 内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理官殿</p> <p>国土交通省大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長 (公印省略)</p> <p>働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取扱いについて</p>	<p>2. 週休2日の確保</p> <p>現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保の評価は、発注者指定及び受注者希望の別に関係なく、下記細別において加点評価を行う。</p> <p>ただし、発注者指定型において、工事完成時に現場閉所による週休2日(4週8休以上)が受注者の責により確保出来ない場合は、「実施状況に応じ、「<u>7. 法令遵守等 8. その他</u>」において、減ずる措置を行う。なお、受注者希望型については、減点は行わない。</p>
--	--

13. 現場完了日は、誰が何を持って判断するのですか？

○工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認することとしています。

○施工条件確認部会や工程調整部会にてクリティカル工程共有表(CCS)等を活用し、監督職員へ提出し確認をとるなどの方法が考えられます。

【参照】良くわかる工事円滑化推進会議 P6

14. 現場閉所の確認方法はどのようなものですか？書類の簡素化に配慮されていますか？

○現場閉所の確認方法は受発注者間で決定することとしていますが、具体的にはクリティカル工程共有表(CCS)の中央部分に現場閉所の計画と実施を追記するなどして、施工条件確認部会や工程調整部会において確認することとしています。

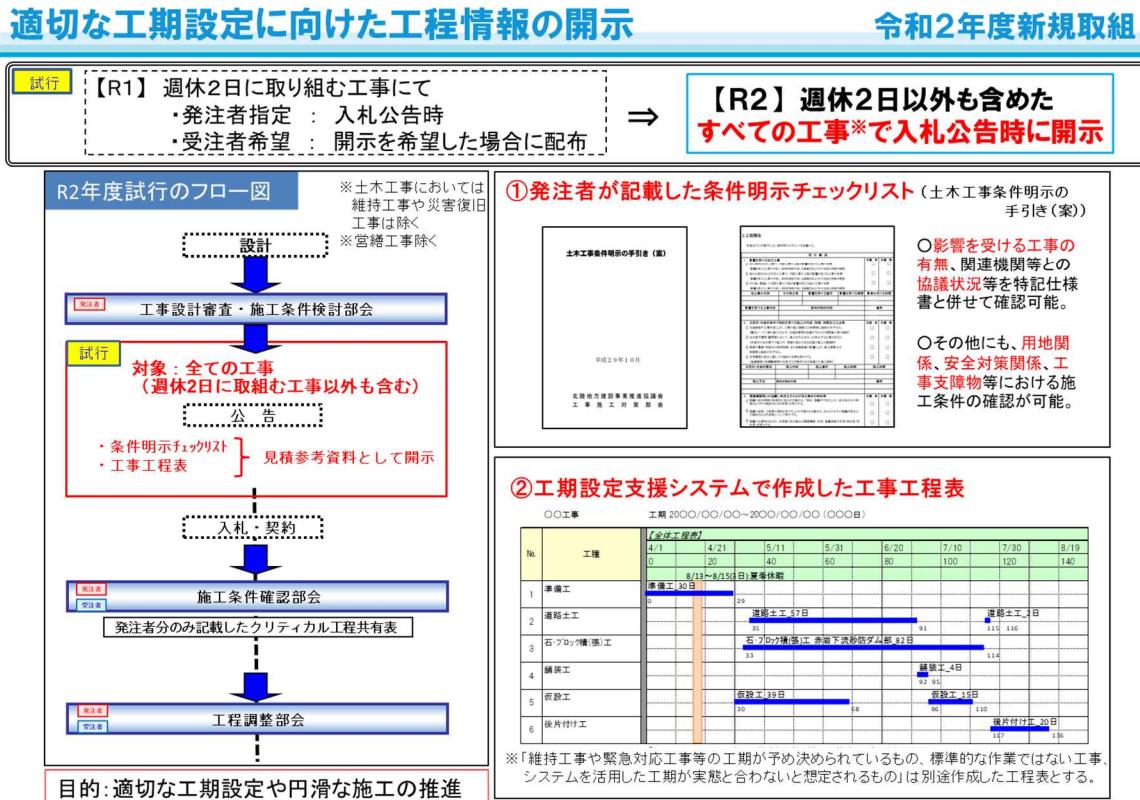
○現場閉所の確認のために、新たな書類を作成する必要はございません。

【参照】良くわかる工事円滑化推進会議 P6

15. 週休2日モデル工事として発注を予定する工事の工期設定内容(内訳)について、参考明示をお願いします。

○令和2年度から、すべての工事で、入札公告時に、「発注者が作成した条件明示チェックリスト」及び「工期設定支援システムで作成した工事工程表」を見積参考資料として開示することに取り組んでいます。

【参考】



16. 工事実施に伴う協議完了時期や問題点・解決時期を明確にして貰えれば、前もって現場閉所が予定できる場合があるので、回答日の明示について、徹底をお願いします。

○平成23年度より、原則全ての工事を「ワンデーレスpons」の対象として特記仕様書に明示し実施しているところです。

○受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答することを基本としています。

○ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとしています。

○引き続き、職員が集まる会議等の場を活用し、「ワンデーレスpons」の周知・

徹底に努めます。

○なお、工事円滑化推進会議における各種部会の発注者側参加者のトップは、副所長または官クラスとなっていますので、対応方針の先延ばし等により工事の進捗に支障が生じている場合は、副所長または官クラスまで直接申し出をお願いします。

○それでも、改善されない場合は、お手数ですが技術調整管理官まで申し出をお願いします。

【参考】

○特記仕様書の記載例（ワンデーレスpons）

第〇条 ワンデーレスpons対象工事

1. 本工事は、ワンデーレスpons実施対象工事である。
「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
2. 受注者は、作業間の関連や工事の進捗状況等を把握できるよう、工程管理办法について綿密に検討すること。
3. 受注者は、工事施工中において問題が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに文書にて監督職員と協議すること。

3-1-1 工事設計審査・施工条件検討部会

目的 :	工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討
対象工事 :	全ての工事
実施時期 :	工事公告前
参加者 :	発注者 (副所長又は事務所の官クラス、監督職員(予定)、発注担当課長・係長・担当者、設計担当課長等)
検討事項 :	①設計内容・地形地質状況・用地取得状況・協議 関係の確認(未了事項の処理期限の確認) ②仮設計画の確認・検討 ③条件明示(特記仕様書)の確認・検討 等

※他の5部会
についても
同様の記述。

17. 週末(金曜日)に、発注者から「週明けまで提出書類」の依頼をしないようにしてください。

○工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、Wiークリースタンスを推進しているところです。

○一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスなどを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境を改善し、魅力ある仕事、現場の創出に努めることは重要であると認識しています。

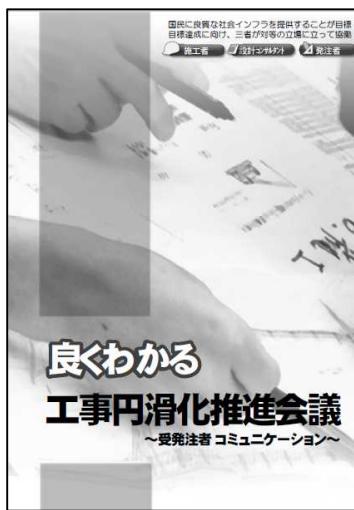
○特記仕様書への記載等について検討するとともに、Wiークリー・スタンスの周知徹底を努めて参ります。

18. 週休2日の確認方法によると工程共有表(CCS)を利用するようになっているが、全ての工事において、発注者側から工程に影響を受ける期間等を CCS に記入して、受注者に提供してください。

○「良くわかる工事円滑化推進会議」においてCCSの利用手順を掲載しているところですが、発注者が「施工条件確認部会」の開催前までに、CCSの発注者部分(関係機関協議の完了時期、余裕工期などの工程に関わる施工条件)を作成することとなっております。

○引き続き、職員への周知徹底に努めて参ります。

【参考: 良くわかる工事円滑化推進会議 P6】



<開催のポイント>

- 受注者の発議により開催し、必要に応じて何度も開催できる。部会開催の必要が生じなく、最終的に部会を1回も開催しなくとも、特に問題はない。
また、当部会は設計変更等検討部会と兼ねての開催とすることできる。
- 工事契約後、発注者から受注者に対して、希望の有無を確認する。希望する場合、受注者は施工計画書に対象工事である事、施工手順、遅れが生じた場合の調整方法等を具体的に記載する。
- 開催の結果、工期の変更等の必要性が生じた場合、契約書に基づき適切に行う。
- 工程の調整にはCCS(クリティカル・チャート・シェアリング: クリティカル工程共有表)を利用する。
 - ①発注者は、「施工条件確認部会」の開催前までに、チェックリスト結果をもとにCCSの発注者部分(関係機関協議の完了時期・余裕工期などの工程に関わる施工条件)を作成する。
 - ②工事契約のうち、「施工条件確認部会」において、発注者から受注者へCCSを渡し、受注者は受注者部分を記入し、CCS当初を完成させる。
 - ③完成させた当初CCSを受発注者が共有する(ASPを用いてやりとりする)。
 - ④工程調整の必要が生じた場合、CCSを用いて工程調整部会を開催する。

20. 公共工事設計労務単価(51種)以外の労務単価も補正対象となりますか?

(例えば、工事で測量や設計を行った場合の業務委託料など)

○補正対象は公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。
測量業者等は上記対象職種外のため、補正対象となりません。

【参考】

○公共事業労務費調査の手引き

(国土交通省 HP:

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const Tk2_000006.html)

表-3-2 職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	○ 35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	○ 36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	○ 37	はつり工
04	造園工	○ 21	トンネル世話役	○ 38	防水工
05	法面工	○ 22	橋りょう特殊工	○ 39	板金工
06	とび工	○ 23	橋りょう塗装工	○ 40	タイル工
07	石工	○ 24	橋りょう世話役	○ 41	サッシ工
08	ブロック工	○ 25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	○ 43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	○ 44	カラス工
11	鉄骨工	○ 28	潜水士	○ 45	建具工
12	塗装工	○ 29	潜水連絡員	○ 46	ダクト工
13	溶接工	○ 30	潜水送気員	○ 47	保溫工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	○ 48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	○ 49	設備機械工
16	潜かん工	○ 33	型わく工	50	交通誘導警備員 A
17	潜かん世話役	○ 34	大工	○ 51	交通誘導警備員 B

※1 ○は 38 職種を示す

21. 施工機械の点検及びその修理のみを行った日は現場閉所となりますか？

○保守点検の一環として現場閉所として扱います。